

平成23年2月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成23年度当初予算関係)

警 察 本 部

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成23年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	1
		会計課	2~25
	2 歳入歳出事項別明細書		26~27
	3 節の明細		28
4 債務負担行為に関する調書		29~33	

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第35号	鳥取県暴力団排除条例の設定について	組織犯罪対策課	34~44

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年1月21日専決)	監察官室	45
		監察官室	46
		監察官室	47
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	会計課	48

## 議案説明資料総括表

警察本部 (単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	17,320,386	16,538,235	782,151	302,258	84,000	使用料及び手数料 746,859 財産収入 52,196 諸収入 101,047 繰入金 335,295	15,698,731	
合計	17,320,386	16,538,235	782,151	302,258	<84,000> 84,000	1,235,397	15,698,731	県費負担 15,782,731

## 説明

県警察では、安全で安心な鳥取県をめざして、必要な取組みを緊急かつ重点的に推進する。

## 1 犯罪抑止のための総合対策の推進

- ・交番機能の強化を図るための交番相談員の継続配置 (32名)
- ・DV、ストーカー、悪質商法等の相談に対して迅速・的確に対応するための警察安全相談システムの導入及び警察安全相談員の継続配置 (9名)
- ・学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止防の支援を行うスクールサポーターの継続配置 (5名)

## 2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進

- ・重要犯罪の確実な捜査を推進するための検視支援システムの導入
- ・県民の安全で平穏な生活を確保するための鳥取県暴力団排除条例の効果的運用

## 3 交通死亡事故抑止対策の推進

- ・高齢者に対する交通安全講習等を行うためのシルバー・セイフティ・インストラクターの継続配置 (3名)
- ・自転車事故対策を効果的に推進するための交通安全自転車シミュレータの導入
- ・信号機の新設・改良その他道路標識・標示など交通安全施設の整備拡充

## 4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進

「第31回全国豊かな海づくり大会鳥取大会」の開催に伴う大会の円滑な実施等警備諸対策の推進

## 5 警察活動基盤の充実強化

- ・警察航空隊格納庫及び事務所の新築整備
- ・鳥取警察署湯所交番、倉吉警察署穴鴨駐在所の建替整備 (建築は2.4年度)
- ・民間被害者支援団体への支援強化

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。  
総負担額は起債欄〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成23年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

2目 警察本部費

会計課(内線:8502)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「全国豊かな海づくり大会」警備対策事業	92,613	4,099	88,514				92,613	
トータルコスト	265,154千円 (前年度 142,869千円) [正職員:21.6人]							
主な業務内容	関係機関との調整、警備計画の策定、実査							

事業内容の説明

1 事業概要

平成23年10月29日、30日開催の「第31回全国豊かな海づくり大会鳥取大会」に伴い、大会の円滑な実施、歓送迎者の雑踏等による事故防止及び適切な交通対策を実施するために必要とする経費

2 事業計画等

(単位:千円)

区 分	金額
先催県の視察、訓練経費	2,410
警備対策計画の策定経費	17,205
警備対策に必要な装備品経費	11,500
現地指揮所設置、会議室借上関係経費	3,350
配置部隊員に要する物品借上等経費	1,782
不足車両借上等経費	10,070
警察車両、航空機、警備艇の運用経費	10,586
臨時回線等通信関係経費	18,605
交通規制の広報関係経費	3,835
歓送迎者対策経費	11,789
警備対策課の活動経費	1,481
合 計	92,613

平成23年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
① 警察航空隊格納庫整備事業	259,519	0	259,519			繰入金 259,311	208	
トータルコスト	269,105千円 (前年度 0千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	監理監督、関係機関との調整、契約							

事業内容の説明

1. 事業概要

本県のヘリコプターは、平成3年度に警察庁において調達され、平成24年度に更新予定である。

更新予定機は、小型単発機から小型双発機へ変更の予定であり、機体の回転ローターが2枚から4枚となるなど、既存の格納庫ではヘリコプターの格納作業及び整備スペースに支障が生じることから、現有格納庫の東側隣接地に格納庫及び事務所を新築整備するもの。

2. 事業計画等

平成21年度1月補正で前倒し計上したときは格納庫のみを新築することとしていたが、平成23年度当初予算において格納庫新築の本体工事費を再精査したところ、老朽化している航空隊格納庫と事務所を同時に整備することで総工事費等を圧縮できることや、格納庫と事務所を併設することにより有事の対応が迅速に行えるなど優位性が明確化したため、計画を変更する。

(1) 年次計画

(単価: 千円)

区分	変更前	備考	変更後	備考
平成21年度 (翌年度へ繰越)	14,735	測量、地質調査 造成設計等委託	14,735	測量、地質調査、 造成設計等委託
平成23年度	224,085	工事監理委託、 新築工事(格納庫)	259,519	工事監理委託、 新築工事(格納庫・事務所)
合計	238,820		274,254	

(2) 所在地

鳥取空港敷地内

現在の事務所 鳥取市湖山町西四丁目150

現在の格納庫 鳥取市湖山町西四丁目110-5

(3) 現状施設及び計画

区分	現 状		計 画	
	構 造	面 積	構 造	面 積
事務所	木造平屋建	138.17㎡	鉄骨造平屋建	190㎡
格納庫	鉄骨造平屋建	354.06㎡ うち格納部分274.00㎡	鉄骨造平屋建 (既設)	354.06㎡(装備品倉庫・ 車庫として利用)
			鉄骨造平屋建 (新築)	

平成23年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	14,057	477	13,580			繰入金 14,057		
トータルコスト	18,051千円 (前年度 2,897千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	監理監督、関係機関との調整、契約							

事業内容の説明

1 事業概要

築後35年以上経過した交番、築後25年以上経過した駐在所について、計画的に建て替え整備を行い、地域の安全センターとしての機能の充実及び勤務環境等の改善を図る。

(1) 鳥取警察署湯所交番

築後36年経過し、老朽・狭隘化及び施設機能が低下している。

(2) 倉吉警察署穴鳴駐在所

築後28年経過し、老朽・狭隘化しており、勤務及び居住環境が劣悪である。

2 事業計画

(単位: 千円)

施設名	所在地	構造	規模	敷地面積	事業費	備考
鳥取警察署 湯所交番	鳥取市湯所町 二丁目	2階建	庁舎 176㎡ 車庫 25㎡	県有地 776㎡ 市有地 44㎡	7,631	H23年度は地質調査及び新築・解体設計で24年度に建築予定
倉吉警察署 穴鳴駐在所	東伯郡三朝町 穴鳴	木造 平屋建	庁舎 111㎡	町有地 350㎡ を購入予定	6,326	H23年度は新築・解体設計等及び用地購入で24年度に建築予定
標準事務費					100	
計					14,057	

平成23年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費  
2項 警察活動費  
2目 刑事警察費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
① 暴力団排除条例施行経費	1,080	0	1,080				1,080	
トータルコスト	9,068千円（前年度 0千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	企画、調整、契約							

事業内容の説明

1 事業概要

本県の暴力団勢力は、県内に本拠地を有する暴力団として9組織、構成員等約250人を把握している。

暴力団は、県民等を被害者とする恐喝事件、ヤミ金融事件、野球賭博事件等の資金獲得犯罪を行い、時代の変化に合わせて組織実態や活動形態を潜在・不透明化させながら資金獲得活動を多様化させていることを踏まえ、「警察」対「暴力団」の構図から「社会」対「暴力団」の構図へと暴力団排除活動を転換し、県民が一体となって日常生活や社会経済活動の場から暴力団を排除して、安全で平穏な県民生活の実現に向け「鳥取県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）」を平成23年4月1日から施行予定（完全施行は平成23年7月1日予定）としている。

2 事業計画等

（単位：千円）

区分	金額	備考
広報用ポスター、リーフレット等	1,080	・ 暴排条例の内容を県民に周知する広報

※参考（暴排条例の施行関連予算）

（単位：千円）

区分	金額	備考
組織犯罪情報管理システム整備（1式）	22,846	・ H22年度11月補正計上し、23年度へ繰越 ・ 「住民生活に光をそそぐ交付金」充当
保護対策用監視カメラシステム（6式）	4,505	・ H22年度2月補正計上し、23年度へ繰越 ・ 「住民生活に光をそそぐ交付金」充当
簡易緊急通報装置（6式）	719	・ 暴排条例第9条による保護措置に必要な資機材として整備するもの
合計	28,070	

平成23年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

2目 刑事警察費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
犯罪被害者 民間支援団体 運営事業	5,000	3,000	2,000				5,000	
トータルコスト	7,396千円 (前年度 6,227千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	企画、調整、運営指導							
事業内容の説明								
<p>1 事業概要</p> <p>犯罪被害者やその家族・遺族を支援するため、平成20年10月から本格稼働を始めた民間被害者支援団体「一般社団法人とっとり被害者支援センター」は、平成23年春を目標として「犯罪被害者等早期援助団体」指定に向けた準備を行っており、指定後は相談活動が更に活発化することが予想される。この早期援助団体への指定要件として、「相談事業等を遂行するための安定的な資金を維持できること」が必要とされており、現状での会費・寄付金等の収入見通しを勘案しても、県交付金の増額は活動資金の安定化に必要であるため、交付金を増額交付する。</p> <p>2 団体の概要</p> <p>(1) 法人の種類及び名称 一般社団法人とっとり被害者支援センター (平成20年12月5日法人登記)</p> <p>(2) 設立目的 ア 被害者等に対し、相談事業その他の支援事業を行う。 イ 社会全体の被害者支援意識の高揚を図る。 ウ 地域安全や人権の擁護に寄与する。</p> <p>(3) 事務所 鳥取市西町 県庁西町分庁舎 (平成23年2月移転予定)</p> <p>(4) 役員等 理事13名、監事2名、顧問5名</p> <p>(5) 事務局の体制等 事務局長1名 (専務理事兼務)、事務局員1名、支援ボランティア34名</p>								



平成23年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

1目 公安委員会費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公安委員会運営費	12,750	13,211	△461			手数料 5,208 諸収入 24	7,518	
トータルコスト	52,690千円 (前年度 55,165千円) [正職員: 5.0人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	公安委員会の庶務、会議録整理、苦情への対応、意見の聴取、自動車運転免許・許認可事務等に係る行政処分事務							
説明								千円
1 公安委員会運営に要する経費								7,518
・公安委員(3人)に係る報酬等								
2 公安委員会が行う行政処分の実施に要する経費								5,232
・非常勤職員(2人)に係る報酬、公安委員会が行う運転免許、風俗営業、警備業関係の行政処分に要する経費								
	計							12,750
安全運転講習費	151,804	159,351	△7,547			手数料 151,804		
トータルコスト	180,561千円 (前年度 189,203千円) [正職員: 3.6人]							
主な業務内容	各講習委託先との調整・監督、講習実施、講習委託契約・物品購入							
説明								千円
1 運転免許の停止・保留を受けた者等に対する講習に要する経費								36,757
・行政処分者講習委託料等								
委託期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間 (平成22年度11月補正: 債務負担行為設定済)								
2 安全運転管理者講習に要する経費								5,183
・安全運転管理者講習委託料								
委託期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日の間 (平成21年度11月補正: 債務負担行為設定済)								
3 運転免許証更新時講習に要する経費								54,804
・更新時講習委託料、講習用テキスト等								
委託期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間 (平成22年度11月補正: 債務負担行為設定済)								
4 指定自動車教習所指導員等講習に要する経費								2,148
・指導員検定員等講習委託料等								
5 取消処分者講習等に要する経費								406
・取消処分者講習通知経費等								
6 取得時講習に要する経費								4,146
・取得時講習委託料等								
7 高齢者講習に要する経費								48,360
・高齢者講習業務委託料等								
	計							151,804
許認可取扱費	4,229	4,635	△406			手数料 4,229		
トータルコスト	44,968千円 (前年度 45,782千円) [正職員: 5.1人]							
主な業務内容	古物・質屋・風俗・警備業等営業許可申請の審査、銃砲刀剣類・火薬類所持等申請の審査、猟銃等取扱講習会・警備業講習会の開催							
説明								千円
各種営業許可、銃砲所持許可、火薬類運搬証明等許可事務に要する経費								4,229
・警備員指導教育責任者講習部外講師謝金等								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察職員費	415,879	423,370	△7,491			諸収入 25,323	390,556	
トータルコスト	565,255千円 (前年度 683,966千円) [正職員: 18.7人 非常勤職員: 5.0人]							
主な業務内容	本部庁舎受付・宿日直業務、制服・けん銃弾薬・装備品の購入・貸与、報道機関との連絡調整、音楽隊演奏活動、警察航空隊の運営、警察用車両の車検・定期検査、警察本部庁舎管理							
説 明							千円	
1 警察職員の設置に伴う経費							261,507	
・非常勤職員(2人)に係る報酬、駐在所報償費及び各警察署等光熱水費等								
2 警察職員の被服調整に要する経費							88,163	
・警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例に基づいて支給する被服の購入費等								
3 警察広報活動に要する経費							3,174	
・非常勤職員(1人)に係る報酬等								
4 警察音楽隊の運営に要する経費							2,353	
・ふれあいコンサート開催に係る経費等								
5 警察航空隊の管理運営に要する経費							3,030	
・警察航空隊舎の光熱水費、航空隊員の資格講習受講経費等								
6 自動車整備工場に要する経費							18,252	
・非常勤職員(2人)に係る報酬、警察車両の重量税、自動車損害賠償責任保険料等								
7 警察本部庁舎維持管理に要する経費							39,400	
・警察本部庁舎に係る光熱水費等								
							計	415,879
警察証明事務取扱費	36,260	42,487	△6,227			手数料 36,260		
トータルコスト	164,867千円 (前年度 171,575千円) [正職員: 16.1人]							
主な業務内容	証明申請の受理、審査、証明書の発行							
説 明							千円	
自動車保管場所証明等警察証明事務に要する経費							36,260	
・自動車保管場所証明現地調査事務委託料								
・委託期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日の間								
(平成21年度11月補正: 債務負担行為設定済)								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)  
(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電子計算組織 運営費	237,404	183,408	53,996				237,404	
トータルコスト	393,170千円 (前年度 349,609千円) [正職員: 19.5人]							
主な業務内容	電子計算機器の操作及び操作方法の指導、障害対応、システム開発、機器設置作業、 犯罪経歴の登録、データ照会への回答							
説明								千円
1 電子計算組織の運営に要する経費								127,522
・電子計算機のリース料等								
・交通事故情報管理システム改修								
2 鳥取県警察統合情報通信ネットワークの運営に要する経費								109,882
・鳥取県警察情報通信ネットワーク端末のリース料等								
・警察安全相談システム整備委託								
・交番駐在所への情報インフラ整備								
	計							237,404
安全安心対策 事業	80,777	80,154	623			諸収入 415	80,362	
トータルコスト	103,143千円 (前年度 104,358千円) [正職員: 2.8人 非常勤職員: 37.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による地理案内等警察官の業務補完、非常勤職員による少年 健全育成と安全確保の活動							
説明								千円
1 交番相談員の設置運営に要する経費								69,912
交番相談員は、不在交番を解消し、地理案内、各種届の受理等交番勤務警察 官の業務を補完する。								
所属別配置状況								
	区分	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計		
	交番数	6交番	3交番	6交番	1交番	16交番		
	相談員数	12名	6名	12名	2名	32名		
2 スクールサポーターの設置運営に要する経費								10,865
学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止教室の支援、 少年の非行防止・立ち直り支援等を行うためスクールサポーター(非常勤職員) を、鳥取、米子警察署に各2名、倉吉警察署に1名を引き続き配置し、少年の 健全育成や安全確保対策等の充実を図る。								
スクールサポーターの活動方法								
○5名がそれぞれのブロック(東・中・西部)内で活動を行う。								
○定期的及び学校の要請により学校を訪問して支援等を行う。								
スクールサポーター配置による効果								
○警察官との連携・協働により、非行防止や安全確保対策の効率的推進 を図る。								
○警察と学校の情報交換の推進により、きめ細かな対応が可能となる。								
	計							80,777

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考													
				国庫支出金	起債	その他	一般財源														
警察安全相談員 設置運営費	19,428	19,268	160			諸収入 102	19,326														
トータルコスト	49,782千円 (前年度 46,699千円) [正職員: 3.8人 非常勤職員: 9.0人]																				
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による相談の受理・対応																				
<p>説 明</p> <p>警察安全相談員設置運営に要する経費 千円 19,428</p> <p>警察安全相談の件数が特に多い都市部の警察署及び警察本部に、警察安全相談員(非常勤職員)を配置して、相談事案に対する迅速・的確な対応を行う体制を確保する。</p> <p>警察安全相談員(非常勤職員)の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受理、防犯措置の教示</li> <li>・関係機関への照会、引き継ぎ</li> <li>・相談者、関係者に対する措置結果の連絡</li> <li>・相談処理簿の記載、管理</li> </ul> <p>所属別配置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>警察本部</th> <th>鳥取署</th> <th>倉吉署</th> <th>米子署</th> <th>境港署</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人員</td> <td>1名</td> <td>3名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>1名</td> <td>9名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察本部は生活安全企画課へ配置</p>								区 分	警察本部	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計	配置人員	1名	3名	2名	2名	1名	9名
区 分	警察本部	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計															
配置人員	1名	3名	2名	2名	1名	9名															
留置管理業務支援 要員設置運営費	11,279	11,184	95			諸収入 58	11,221														
トータルコスト	28,853千円 (前年度 28,934千円) [正職員: 2.2人 非常勤職員: 5.0人]																				
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による業務支援																				
<p>説 明</p> <p>留置管理業務支援要員設置運営に要する経費 千円 11,279</p> <p>留置管理に付随する業務を行う留置管理業務支援要員(非常勤職員)を鳥取・米子警察署に各2名、倉吉警察署に1名を配置して、留置担当警察官を本来業務である監視、警戒等に専念させることにより、留置施設内における事故防止を図る。</p> <p>留置管理業務支援要員の主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接見、差入れ申込みの受付業務等</li> <li>・差入れ物品の保管、管理等</li> <li>・食事の支給等</li> <li>・留置施設内の清掃等</li> <li>・衣類の洗濯、乾燥等</li> </ul>																					

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)  
(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察署協議会運営費	4,133	4,183	△50				4,133	
トータルコスト	33,689千円 (前年度 33,228千円) [正職員: 3.7人]							
主な業務内容	連絡調整、警察署協議会の開催							
説明	警察署協議会運営に要する経費 ・警察署協議会の委員(74人)に係る報酬等						千円 4,133	
〔新〕全国植樹祭 警備対策事業	1,232	0	1,232				1,232	
トータルコスト	36,379千円 (前年度 0千円) [正職員: 4.4人]							
主な業務内容	連絡調整、警備計画の策定、実査							
説明	平成25年春に開催予定の「全国植樹祭」警備対策に要する経費 ・準備段階において必要な旅費等						千円 1,232	
福利厚生費	36,840	36,615	225			諸収入 16	36,824	
トータルコスト	98,348千円 (前年度 99,545千円) [正職員: 7.7人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	健康診断の実施、産業医との連絡調整・職場内巡回指導、職員等への生活設計支援、災害給付認定手続							
説明	警察職員の福利厚生事業に要する経費 ・警察職員の健康診断料等 ・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に要する経費						千円 25,837 11,003 計 36,840	
遺失物取扱費	539	539	0			諸収入 539		
トータルコスト	65,242千円 (前年度 65,890千円) [正職員: 8.1人]							
主な業務内容	拾得物の受理・公告・保管・返還及び処分							
説明	遺失物及び拾得物の処理に要する経費 ・満期拾得自転車の処分委託料等						千円 539	

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	13,453,482	13,383,264	70,218	1,429		手数料 367,092 財産収入 500 諸収入 8,961	13,075,500	
説明 警察職員に係る人件費 ・警察官1,226人、一般職員222人							千円 13,453,482	
ヘリコプター操縦士等訓練実施費	0	4,208	△4,208					
トータルコスト	0千円 (前年度 7,435千円) [正職員: 0.0人]							
説明 事業の完了によるもの								

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

3目 警察施設費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
警察財産管理費	273,200	132,871	140,329			使用料 17,330 財産収入 51,696 諸収入 6,085	198,089																
トータルコスト	322,726千円 (前年度 186,927千円) [正職員: 6.2人]																						
主な業務内容	警察施設の維持修繕・管理、契約、支払事務																						
説明 警察施設の維持補修及び維持管理に要する経費 (警察本部庁舎、本部の出先庁舎、警察署庁舎、派出所、交番、駐在所、職員宿舍)							千円 273,200																
住宅対策費	45,756	39,740	6,016			諸収入 14,600	31,156																
トータルコスト	50,549千円 (前年度 44,581千円) [正職員: 0.6人]																						
主な業務内容	警察宿舍の民間借上げに係る企画調整、契約事務																						
説明 職員住宅の建替整備に要する経費 築後30年以上経過した老朽、狭隘な待機宿舍について、民間公募により整備した待機宿舍を賃貸している。							千円 45,756																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>管轄署</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>米子警察署</td> <td>単身用36戸</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>鳥取警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>倉吉警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>境港警察署</td> <td>単身用9戸、世帯用3戸</td> </tr> </tbody> </table>									整備年度	管轄署	備考	平成19年度	米子警察署	単身用36戸	平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸	平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸	平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸
整備年度	管轄署	備考																					
平成19年度	米子警察署	単身用36戸																					
平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸																					
平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸																					
平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸																					

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

4目 運転免許費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許費	151,391	136,064	15,327			手数料 151,353 諸収入 38		
トータルコスト	416,593千円 (前年度 417,637千円) [正職員: 33.2人 非常勤職員: 4.0人]							
主な業務内容	運転免許申請者の試験実施、免許証発行、免許証更新時の受付・審査・交付業務							
説明	自動車運転免許試験及び免許証の交付並びに運転免許試験場の運営に要する経費							千円 129,907
(1) 通常分	更新通知業務委託、仮免許業務委託、技能試験員養成委託、ICカード基体等消耗品の購入、ICカード運転免許証用追記装置リース料及びICカード運転免許証発行に必要な機器リース料及び保守委託等							
(2) 臨時分	運転経歴証明書制度の充実に伴うシステム改修、ICカード運転免許証への住所データ記録開始に伴うシステム改修							21,484
	計							151,391
運転免許費 (指定自動車教習所に係る安全運転教育事業助成)	2,312	4,762	△2,450	1,618			694	
トータルコスト	3,111千円 (前年度 5,569千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	関係機関との調整、管理							
説明	指定自動車教習所が実施する運転免許取得者教育の課程の器材等整備に係る助成に要する経費							千円 2,312
・助成制度の概要	(1) 補助率: 2分の1							
	(2) 補助限度額: 4,000千円/年(1教習所当たり)かつ予算の範囲内							
	(3) 補助対象期間: 平成21年度9月補正予算成立後から最長平成25年度まで							
	(4) 補助対象経費: 運転免許取得者教育の課程に要する車両、運転シミュレータ、教本、運転適性検査器材等							

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

5目 恩給及び退職年金費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	46,232	50,329	△4,097				46,232	
トータルコスト	54,220千円 (前年度 58,397千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	支給手続きに係る連絡調整							
説明	警察退職者に対する普通恩給・扶助料							千円 46,232

平成23年度一般会計当初予算説明資料

2項 警察活動費  
1目 一般警察活動費

会計課 (内線: 8502)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
基本経費及び 会計事務費	121,627	123,960	△2,333	39,954		諸収入 32,693	48,980	
トータルコスト	996,313千円 (前年度 1,036,451千円) [正職員: 109.5人]							
主な業務内容	県議会との連絡調整、情報公開申請受付、物品調達・出納・保管、歳入歳出予算管理、会計業務の指導改善、被留置者の生活管理、被留置者の護送業務							
説 明								千円
1 総務課、警察県民課、会計課の職員旅費等運営に要する経費及び警察用 電話回線専用料、事務連絡用携帯電話使用料等基本経費								76,706
2 留置施設の管理運営に要する経費 ・被留置者食糧費、医療費及び警察嘱託医謝金等 ・留置施設視察委員(4人)に係る報酬等								44,921
	計							121,627
人事管理及び 企画監察費	11,262	9,202	2,060	3,801			7,461	
トータルコスト	901,924千円 (前年度 807,127千円) [正職員: 111.5人]							
主な業務内容	職員採用試験案内の学校説明、受験者への連絡、試験の実施、採用手続、勤務制度・組織定員・給与・人事に関する企画・管理、訓令その他の重要な公文書類の審査、公務災害補償認定手続、警察共済組合・警察職員互助会の事業の企画・広報・運営、監察、表彰・懲戒業務、訴訟事務							
説 明								千円
警務課、厚生課、監察官室の職員旅費等運営に要する経費並びに警察官募集等 警察職員の募集及び採用に要する経費								11,262
警察教養費	31,527	35,239	△3,712	11,019		諸収入 14	20,494	
トータルコスト	243,209千円 (前年度 257,916千円) [正職員: 26.5人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	職員の指導・教養・訓練、術科訓練の監督・指導、各種術科大会の開催及び部外競技会への参加							
説 明								千円
警察職員の一般教養、各種講習、術科訓練、術科大会出場、各種学校入校旅費 及び海外語学研修等に要する経費								31,527



平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 刑事警察費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
捜査活動運営費	156,044	178,918	△22,874	26,516			129,528	
トータルコスト	2,926,282千円 (前年度 2,939,788千円) [正職員: 346.8人]							
主な業務内容	凶悪犯・粗暴犯・盗犯・知能犯・選挙違反等の犯罪捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、暴力団対策業務、銃器犯罪対策業務							
説明								千円
1 捜査活動運営費及び犯罪捜査取締活動に要する経費								75,555
・捜査報償費、外国語通訳謝金及び犯罪捜査活動用資機材の整備、 検視支援システムの保守リース料等								
2 初動捜査支援システムの整備に要する経費								68,575
・初動捜査支援システムの保守リース料等								
3 指定暴力団の指定等に要する経費								8,000
・事業所選任責任者講習委託等								
4 銃器犯罪対策に要する経費								3,914
・初動措置対応資器材の整備								
	計							156,044
犯罪被害者支援事業	3,872	3,986	△114	1,936			1,936	
トータルコスト	125,290千円 (前年度 134,688千円) [正職員: 15.2人]							
主な業務内容	犯罪被害者に対する各種施策の企画・調査及び総合調整							
説明								千円
犯罪被害者支援の推進に要する経費								3,872
・被害者カウンセラー謝金、被害者の負担軽減のために要する経費等								
生活安全活動運営費	21,165	21,501	△336	5,827			15,338	
トータルコスト	583,520千円 (前年度 606,431千円) [正職員: 70.4人]							
主な業務内容	犯罪予防活動、酩酊者・所在不明者・迷子その他応急の救護を要する者の保護、少年指導委員との連絡調整・街頭補導活動、公害関係・風俗・売春事犯等の取締							
説明								千円
犯罪予防及び特別法犯の捜査取締活動並びに少年非行防止、補導活動に要する経費								21,165
・捜査報償費、(社)鳥取県防犯連合会補助金及び防犯ボランティア研修会の開催経費等								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 刑事警察費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鑑識活動運営費	83,667	81,526	2,141	3,664		諸収入 11	79,992	
トータルコスト	439,932千円 (前年度 442,972千円) [正職員: 44.6人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	犯罪・事故現場における指紋・足こん跡・写真撮影その他資料収集、資料等の分析・鑑定業務及び科学捜査研究所における法医学・物理学・化学・心理学等による鑑定・検査							
説明								千円
1 犯罪鑑識活動及び科学捜査資器材の整備に要する経費								34,684
・ 捜査報償費、非常勤職員(1人)に係る報酬等								
・ X線マイクロアナライザー、ガスクロマトグラフ質量分析装置リース料								
2 鳥取県指紋情報管理システムの運用等に要する経費								48,983
・ システムの保守リース料等								
	計							83,667

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

3目 交通指導取締費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通指導取締費	25,082	25,885	△803	3,457		諸収入 132	21,493	
トータルコスト	751,191千円 (前年度 707,631千円) [正職員: 90.9人]							
主な業務内容	交通指導取締、交通事故処理、交通事件捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致							
説明								千円
交通犯罪、交通違反の捜査・取締並びに交通事故処理等に要する経費								25,082
・ 捜査報償費、地域交通安全活動推進委員謝金、交通取締用機材の整備等								
反則金実施費	2,666	2,666	0			諸収入 1,491	1,175	
トータルコスト	37,014千円 (前年度 29,290千円) [正職員: 4.3人]							
主な業務内容	交通反則金の徴収事務							
説明								千円
交通反則金の徴収事務等に要する経費								2,666

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

3目 交通指導取締費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策費	20,096	18,653	1,443			手数料 5,902	14,194	
トータルコスト	110,360千円 (前年度 121,923千円) [正職員: 11.3人]							
主な業務内容	交通安全に係る講習会・巡回指導の実施、交通安全運動の実施に係る企画・広報、交通事故の統計分析、道路使用許可申請の受理・審査・許可							
説明	交通安全事故防止、交通安全思想の普及活動等に要する経費 ・道路情報提供業務の日本道路交通情報センターへの委託及び財団法人鳥取県交通安全協会補助金、交通安全自転車シミュレータの整備等							千円 20,096
高齢者交通安全教育実施費	7,644	7,962	△318			諸収入 34	7,610	
トータルコスト	25,218千円 (前年度 23,291千円) [正職員: 2.2人 非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	非常勤職員の指導管理、安全教育の実施							
説明	シルバー・セイフティ・インストラクターの設置運営に要する経費 1 任務 (1) 高齢者に対する運転適性診断機器等を使用した交通安全教育 (2) 高齢者宅訪問による交通安全個別指導及び反射材貼付活動 (3) 関係機関、団体と連携した出前型の交通安全教室等の開催 (4) 高齢者交通安全教育に関する情報の発信及び収集等 2 活動方法 (1) 3名のインストラクターが、それぞれ鳥取、倉吉、米子警察署を拠点に活動 (2) 単独での高齢者宅訪問活動、各機関からの要請に基づく交通安全教室の開催、各種イベント等での広報活動							千円 7,644
違法駐車対策事業	27,059	20,870	6,189			手数料 58 諸収入 10,511	16,490	
トータルコスト	53,419千円 (前年度 55,562千円) [正職員: 3.3人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	委託業務の指導監督、放置違反金徴収事務							
説明	違法駐車対策に要する経費 ・違法駐車対策に伴う放置違反金制度の運用 ・放置車両確認事務の民間委託 委託期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日の間 (平成21年度11月補正: 債務負担行為設定済)							千円 27,059

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

(単位:千円)

3目 交通指導取締費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域警察運営費	17,288	18,540	△1,252	2,867			14,421	
トータルコスト	3,047,136千円 (前年度 3,111,811千円) [正職員:379.3人]							
主な業務内容	警ら活動、交番・駐在所での各種事案処理、鉄道警察活動、雑踏警備、水難・山岳遭難等及び災害発生時の救助活動、防災機関との連絡調整							
説明								千円 17,288
地域警察の運営及び山岳救助活動等に要する経費 ・山岳遭難救助訓練部外講師謝金及び大山遭難防止協会補助金等								
通信指令・総合指揮システム運営費	125,487	119,125	6,362	10,992			114,495	
トータルコスト	223,739千円 (前年度 218,361千円) [正職員:12.3人]							
主な業務内容	110番の受理・対応、通信指令システム等の維持管理、警察用無線機の運用・管理							
説明								千円 125,487
通信指令・総合指揮システムの管理運営に要する経費 ・通信指令・総合指揮システム機器リース料 ・デジタル無線機用分散局と警察署間の回線料 ・デジタル無線機の携帯電話機能に係る通信料								
パーキングチケット管理運営費	7,623	9,358	△1,735			手数料 7,623		
トータルコスト	9,221千円 (前年度 10,972千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	パーキングチケット管理委託先との連絡調整、業務履行状況確認、機器修繕手続							
説明								千円 7,623
パーキングチケットの管理運営に要する経費 ・パーキングチケット発給設備管理委託料 委託期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日の間 (平成21年度11月補正:債務負担行為設定済)								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

3目 交通指導取締費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	1,128,832	912,241	216,591	132,523	<84,000> 84,000	繰入金 47,545	864,764	県費負担 948,764
トータルコスト	1,266,226千円 (前年度 1,076,021千円) [正職員: 17.2人]							
主な業務内容	地元説明、調整、工事発注、進行管理、関係機関との調整、国との調整							

説 明 【国庫支出金の一部に地域自主戦略交付金を充当】  
 交通の安全確保及び円滑化のため、交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等交通安全施設を整備するとともに既設安全施設の維持管理に要する経費

1 事業計画

(単位: 千円)

区 分	補助事業	単独事業	計	備 考	
工 事 費	交通管制	121,887	5,000	126,887	交通流監視カメラ2台 交通情報板1基 エリア拡大2基
	信号機	110,866	100,661	211,527	信号機新設9基
	道路標識、道路標示	25,113	363,955	389,068	
調査費・事務費	4,710	4,016	8,726		
交通管制システム サーバーリース料	31,236	4,158	35,394	システムの標準化 H22年3月からリース開始	
維持保守費		357,230	357,230		
計	293,812	835,020	1,128,832		

区分(国庫支出金)	金額	備考(概要は別紙のとおり)
地域自主戦略交付金	26,755	地方道に関する円滑化事業
警察費補助金	105,768	安全対策事業又は直轄国道に関する円滑化事業

2 信号機新設箇所

設 置 箇 所 (交差点名)	路 線 名	信号機種別
鳥取市南限(トリニティモール前)	市道南限晩稲循環線	定周期式
八頭郡八頭町奥谷(奥谷)	国道29号	半感応式
八頭郡智頭町智頭(愛宕橋詰)	国道53号	延長半感応式
東伯郡湯梨浜町引地(東郷橋西詰)	主要地方道倉吉青谷線	押ボタン式
西伯郡大山町名和(名和中学校先)	町道名和小学校線	定周期式
米子市大谷町(大谷町集落入口)	県道米子環状線	延長半感応式
米子市大崎(大崎)	県道米子環状線	定周期式
米子市八幡(八幡)	県道福頼市山伯耆大山停車場線	半感応式
境港市中野町(彫刻ロード入口)	市道中野外江線	押ボタン式

3 交通情報板設置箇所

設 置 箇 所	情 報 提 供 対 象 車 両	表 示 方 式
鳥取市菫蒲	鳥取自動車道から鳥取IC交差点に流入する車両	マルチパターン

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。  
 総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

## 平成23年度 地域自主戦略交付金及び警察費補助事業の概要

(地域自主戦略交付金活用事業)

単位:千円

区分	事業種類	事業箇所等	事業費
円滑化対策	交通情報板(新設)	鳥取市菖蒲	20,248
	信号機新設(定周期式)	米子市大崎(大崎)	7,032
	信号機新設(押ボタン式)	境港市中野町(彫刻ロード入口)	3,089
	信号灯器改良(LED化)	車両用8式、歩行者用8式	18,830
	道路標識	オーバークラック6本	4,570
		路側式104本	7,492
	道路標示	横断歩道0.39km、実線0.1km	1,041
調査費		1,022	
小	計		63,324
		【うち国庫支出金】	26,755

(警察費補助金活用事業)

区分	事業種類	事業箇所等	事業費	
円滑化対策	情報収集提供装置	鳥取市菖蒲(鳥取IC入口交差点)	1,765	
	信号機新設(延長半感応式)	米子市大谷町(大谷町集落入口)	6,926	
	信号機移設	信号柱立替14本(コンクリート柱→鋼管柱)	9,269	
	道路標識	路側式26本	2,308	
	調査費		340	
小	計		20,608	
安全対策	交通流監視カメラ(新設)	鳥取市南隈(南隈交差点)	9,906	
		鳥取市古海(古海交差点)	9,906	
	情報収集提供装置(新設)	鳥取市南隈(南隈北交差点)外3箇所	11,755	
	情報収集装置(更新)	鳥取市東町(県庁前交差点)外9箇所	17,389	
	集中制御機(新設、更新)	米子市葭津(崎津漁港東入口)外19箇所	50,918	
	信号機改良	全感応化2基、半感応化7基		52,794
		プログラム多段化5基、押ボタン化5基		
		右折感応化1基、多現示化2基		
		視覚障害者用付加装置10基		
		高齢者等感応化2基		
	音響式歩行者誘導付加装置4基			
	信号灯器改良(LED化)	車両用5式、歩行者用6式	12,926	
	道路標識	路側式13本	1,328	
道路標示	横断歩道1.83km、実線1.41km	8,374		
	エスコートゾーン0.1km			
調査費		3,348		
小	計		178,644	
その他	管制システム中央装置リース料		31,236	
中	計		230,488	
		【うち国庫支出金】	105,768	

地域自主戦略交付金活用事業+警察費補助金活用事業	293,812
【うち国庫支出金】	132,523

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(地中化・美装化事業)	14,382	24,324	△9,942			繰入金 14,382		
トータルコスト	18,376千円 (前年度 25,938千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、設計、契約事務、工事監理、完成検査							
説明	信号電線類地中化及び信号機等の美装化に要する経費							千円 14,382
実施計画区間								
鳥取市	国道53号	鳥取市湯所町二丁目～湯所橋の間						

会計課 (内線: 8502)

4目 装備費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
装備費	155,878	172,859	△16,981	56,655			99,223	
トータルコスト	233,362千円 (前年度 251,925千円) [正職員: 9.7人]							
主な業務内容	車両の維持補修、装備品の調達・管理、警察用ヘリコプターの整備							
説明	1 警察車両等維持管理に要する経費 ・警察車両に係る燃料、修繕料等							千円 145,569
	2 警察航空機(ヘリコプター)の運用に要する経費 ・航空機に係る燃料、修繕料等							10,309
	計							155,878
装備費(ヘリコプターテレビシステム運用経費)	1,989	14,201	△12,212				1,989	
トータルコスト	7,581千円 (前年度 19,849千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	ヘリコプターテレビシステムの運用・管理							
説明	ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費 ・ヘリコプターテレビシステム部品交換作業委託(機上設備)等							千円 1,989

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通規制標識管理システム整備事業	(15,467)	(14,428)	(1,039)			(15,467)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説 明</p> <p>1 事業概要                      県下に約4万3千本ある交通規制標識について、経年劣化による倒壊事故等を未然に防止するため、標識に固有番号を貼付し、設置情報(写真、位置等)を収集・入力して保守管理を徹底するためのシステムを構築する。「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用により非常勤職員を雇用し、設置情報の収集と必要な入力作業を行う。</p> <p>2 事業計画等                      平成21～23年度の3年間で次の業務を実施する。</p> <p>(1) 調査業務                      東部、中部、西部の3地区を各2名一組で警察署を拠点として道路標識の現地調査業務を行う。                      ・事業費 11,880千円                      ・雇用創出人数 12名(6名×2半期)</p> <p>(2) 入力業務                      調査業務により収集された情報を入力する。                      ・事業費 3,587千円                      ・雇用創出人数 4名(2名×2半期)</p> <p>雇用創出人数 16人</p>								
地域安全パトロール委託事業	(50,662)	(50,221)	(441)			(50,662)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説 明</p> <p>市部の駅周辺駐車場、スーパー、コンビニ及び学校・幼稚園周辺等において、民間委託により安全パトロールを実施し、県民の安全と安心の確保を図る。</p> <p>雇用創出人数 17人</p>								
暴力団排除活動における回答業務	(5,380)	(5,336)	(44)			(5,380)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説 明</p> <p>官民各機関からの暴力団該当性に関する照会のうち、事務的な部分について非常勤職員により処理し、業務を効率的に実施する。</p> <p>雇用創出人数 6人</p>								



平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報戦略アドバイザー事業	(7,569)	(7,515)	(54)			(7,569)		
<p style="text-align: right;">※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>説明 振り込め詐欺等の被害を防止するため、鳥取、倉吉、米子警察署に各1名の非常勤職員を雇用し、防犯チラシ等や資料作成業務を行う。</p> <p>雇用創出人数 6人</p>								
高齢者交通安全教育実施費	(6,489)	(6,435)	(54)			(6,489)		
<p style="text-align: right;">※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>説明 地域に密着した出前型講習及び高齢者宅訪問講習等の交通安全教育を効率よく実施するため、シルバー・セイフティ・インストラクターの講習補助者（非常勤職員）を鳥取、倉吉、米子警察署に各1名配置する。</p> <p>雇用創出人数 6人</p>								
情報分析支援システムデータ入力業務	(1,794)	(1,779)	(15)			(1,794)		
<p style="text-align: right;">※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>説明 「情報分析支援システム」を効果的に運用するためには、様々なデータを入力する必要があるが、既存の職員によるデータ入力では作業時間に限りがあることから、入力に専任できる非常勤職員を雇用し、必要なデータを早期に入力するもの。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								
ネットパトロール要員設置運営費	(8,989)	(9,110)	(△121)			(8,989)		
<p style="text-align: right;">※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>説明 少年の保護対策に理解があり、インターネット関連知識が豊富な非常勤職員を東部少年サポートセンター及び西部サポートセンターに各2名配置し、専用携帯電話端末により携帯電話サイトの継続的な監視を行うもの。</p> <p>雇用創出人数 8人</p>								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
暴力団情報入力原票作成等業務	(1,794)	(1,779)	(15)			(1,794)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説明</p> <p>暴力団情報のデータベース化事務のうち、専門的知識を有する警察職員によらなければ対応できない部分を除いた事務（入力用原票の作成、点検等）について、非常勤職員を雇用して行う。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								
運転免許受付窓口補助業務	(5,380)	(5,336)	(44)			(5,380)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説明</p> <p>平成22年1月31日からICカード運転免許証を発行しているが、申請時に申請者本人において2種類の暗証番号を設定する必要がある等の理由から、窓口での混雑が発生しているため、東部、中部、西部の各運転免許センターに窓口業務を補助する非常勤職員を各1名配置し、申請手続きを案内することで、申請後の講習時間を確保するもの。</p> <p>雇用創出人数 6人</p>								
交通事故・取締クロス分析補助業務	(1,794)	(1,779)	(15)			(1,794)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説明</p> <p>交通事故防止を図るため効果的に交通取締を実施する必要があることから、路線別、時間帯別に分析した資料に基づき毎月の取締計画を立てているところであるが、より詳細な交通事故との相関関係の分析を行うことにより、効果的な交通事故防止対策を行うため、非常勤職員を雇用し、業務を補助する。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								
「全国豊かな海づくり大会」警備対策事務支援事業	(3,265)	(0)	(3,265)			(3,265)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説明</p> <p>警備計画等の策定において、多種多様かつ膨大な資料を収集整理していく過程において、各種資料の整理・分類保管、装備資器材の一覧表、車両運用計画作成等の補助事務を行うため、非常勤職員を雇用し、業務を支援する。</p> <p>雇用創出人数 3人</p>								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
古物営業管理システム入力業務支援事業	(1,794)	(0)	(1,794)			(1,794)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説 明</p> <p>既存システムに登録されているデータを印刷し、古物営業許可台帳との照合作業、システム移行前の試験データの登録作業及び新システムにおいて新規許可・変更登録等のデータ入力を行うため、非常勤職員を雇用する。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								
県警察健康管理対策推進支援事業	(3,054)	(0)	(3,054)			(3,054)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
<p>説 明</p> <p>県警察においては長期休業者が年々増加しており、休業者の増加は実働人員の減少に加え、他の職員の業務負担増加に直結するため早期に対応を図る必要がある。本事業による保健師又は看護師の資格を有する非常勤職員と既配置の保健師との連携により職員との面接指導機会を充実し、疾病の早期発見や潜在化しているメンタルヘルス不調者を早期に発見し、長期休業等への重症化防止を図る。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								

平成23年度当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

(単位:千円)

款 項 目	9款 警察費	うち警察本部						
		予算額	1項 警察管理費	1目 公 安 委員会費	2目 警察本部費	3目 警察施設費	4目 運転免許費	5目 恩給及び退 職年金費
1 報 酬	142,278	142,278	130,267	10,030	114,006		6,231	
2 給 料	5,559,363	5,559,363	5,559,363		5,559,363			
3 職 員 手 当 等	5,922,397	5,922,397	5,922,397		5,922,397			
時 間 外 手 当	1,239,796	1,239,796	1,239,796		1,239,796			
特 殊 勤 務 手 当	94,441	94,441	94,441		94,441			
退 職 手 当	1,727,613	1,727,613	1,727,613		1,727,613			
そ の 他 の 手 当	2,725,536	2,725,536	2,725,536		2,725,536			
児 童 手 当	135,011	135,011	135,011		135,011			
4 共 済 費	1,991,322	1,991,322	1,989,548	605	1,988,000		943	
職 員 に 係 る も の	1,971,722	1,971,722	1,971,722		1,971,722			
賃 金 に 係 る も の	19,600	19,600	17,826	605	16,278		943	
5 災 害 補 償 費	10,964	10,964	10,964		10,964			
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	46,232	46,232	46,232					46,232
7 賃 金								
8 報 償 費	67,898	67,898	53,459	1,488	51,971			
9 旅 費	92,676	92,676	44,617	1,366	43,001		250	
費 用 弁 償	1,402	1,402	1,324	897	427			
普 通 旅 費	86,478	86,478	42,695	202	42,243		250	
特 別 旅 費	4,796	4,796	598	267	331			
10 交 際 費	500	500	500	100	400			
11 需 用 費	828,278	828,278	449,982	24,508	302,807	35,200	87,467	
食 糧 費	29,689	29,689	3,149	5	3,144			
そ の 他 の 需 用 費	798,589	798,589	446,833	24,503	299,663	35,200	87,467	
12 役 務 費	375,937	375,937	84,618	2,012	75,718	5,000	1,888	
13 委 託 料	631,514	631,514	453,622	117,648	148,824	141,613	45,537	
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	515,394	515,394	249,540	10,473	158,420	71,882	8,765	
15 工 事 請 負 費	1,076,476	1,076,476	334,812			334,812		
16 原 材 料 費								
17 公 有 財 産 購 入 費	2,240	2,240	2,240			2,240		
18 備 品 購 入 費	28,686	28,686	3,948	400	3,548			
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	18,885	18,885	5,676	113	1,466	1,785	2,312	
20 扶 助 費								
21 貸 付 金								
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	43	43	43			43		
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	15	15						
24 投 資 及 び 出 資 金								
25 積 立 金								
26 寄 付 金								
27 公 課 費	9,288	9,288	9,288	40	8,938		310	
28 繰 出 金								
予 備 費								
計	17,320,386	17,320,386	15,351,116	168,783	14,389,866	592,532	153,703	46,232
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	302,258	302,258	3,047		1,429		1,618
	起 債	84,000	84,000					
	そ の 他	1,235,397	1,235,397	1,115,001	161,265	439,266	363,079	151,391
	一 般 財 源	15,698,731	15,698,731	14,233,068	7,518	13,949,171	229,453	694

(単位:千円)

款 項 目		2項				4目
		警察活動費	1目	2目	3目	
節 別			一般警察 活動費	刑事警察費	交通指導 取締費	装備費
1	報酬	12,011	2,643	1,874	7,494	
2	給料					
3	職員手当等					
	時間外手当					
	特殊勤務手当					
	退職手当					
	その他の手当					
	児童手当					
4	共 済 費	1,774	356	284	1,134	
	職員に係るもの					
	賃金に係るもの	1,774	356	284	1,134	
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃 金					
8	報 償 費	14,439	610	12,215	1,614	
9	旅 費	48,059	17,918	24,567	5,574	
	費用弁償	78	66		12	
	普通旅費	43,783	17,755	20,926	5,102	
	特別旅費	4,198	97	3,641	460	
10	交 際 費					
11	需 用 費	378,296	33,941	28,949	173,892	141,514
	食 糧 費	26,540	26,540			
	その他の需用費	351,756	7,401	28,949	173,892	141,514
12	役 務 費	291,319	100,889	64,558	124,805	1,067
13	委 託 料	177,892	3,707	13,837	158,520	1,828
14	使用料及び賃借料	265,854	2,065	110,013	153,776	
15	工 事 請 負 費	741,664			741,664	
16	原 材 料 費					
17	公有財産購入費					
18	備 品 購 入 費	24,738	653	7,399	3,228	13,458
19	負担金、補助及び交付金	13,209	1,634	7,132	4,443	
20	扶 助 費					
21	貸 付 金					
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料	15			15	
24	投資及び出資金					
25	積 立 金					
26	寄 付 金					
27	公 課 費					
28	繰 出 金					
	予 備 費					
	計	1,969,270	164,416	270,828	1,376,159	157,867
財 源 内 訳	国庫支出金	299,211	54,774	37,943	149,839	56,655
	起 債	84,000			84,000	
	そ の 他	120,396	32,707	11	87,678	
	一 般 財 源	1,465,663	76,935	232,874	1,054,642	101,212

節の明細

項		目	金額(千円)等
9款 警察費			
1項 警察管理費			
1目 公安委員会費			
報 酬	公安委員		3人
	非常勤職員		2人
負担金、補助 及び交付金	・警備業共同検定実施負担金		113
2目 警察本部費			
報 酬	警察署協議会委員		74人
	非常勤職員		64人
給 料	警察官		1,216人
	定数外警察官		10人
	一般職員		220人
	定数外一般職員		2人
負担金、補助 及び交付金	・警察共済組合職員事務費負担金		10
	・鳥取県自動車整備振興会負担金		104
	・(財)鳥取県交通安全協会負担金		306
	・警察職員共済組合負担金		441
	・鳥取県安全運転運行管理者協議会負担金		371
	・境港市同報無線利用者協議会負担金		3
	・OSS推進警察協議会負担金		231
3目 警察施設費			
負担金、補助 及び交付金	・交番等施設管理負担金		687
	・上下水道負担金		1,077
	・営繕積算システム負担金		21
4目 運転免許費			
報 酬	非常勤職員		4人
負担金、補助 及び交付金	・運転免許取得者教育基盤整備補助金		2,312
2項 警察活動費			
1目 一般警察活動費			
報 酬	留置視察委員		4人
	非常勤職員		1人
負担金、補助 及び交付金	・関西経理学校入校負担金		1,250
	・海外語学研修負担金		329
	・部外競技会参加負担金		55
2目 刑事警察費			
報 酬	非常勤職員		1人
負担金、補助 及び交付金	・(社)鳥取県防犯連合会補助金		2,000
	・犯罪被害者民間支援団体交付金		5,000
	・学会負担金		132
3目 交通指導取締費			
報 酬	非常勤職員		4人
負担金、補助 及び交付金	・(財)鳥取県交通安全協会補助金		2,300
	・自動車安全運転センター補助金		800
	・大山遭難防止協会補助金		1,280
	・ケーブルネットワーク放送加入負担金		63
償還金、利子 及び割引料	・放置違反金還付金		15

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成23年度 模擬運転装置賃借料	千円 2,890		0	平成24年度	2,890			2,890		
平成23年度 警察統合情報通信ネット ワーク通信機器賃借料	21,004		0	平成24年度から 平成28年度まで	21,004					21,004
平成23年度 ICカード運転免許証追記装 置賃借料	113		0	平成24年度	113			113		
平成23年度 運転免許証申請支援システ ム賃借料	8,646		0	平成24年度から 平成29年度まで	8,646			8,646		
平成23年度 初動捜査支援システム賃借 料	464,842		0	平成24年度から 平成30年度まで	464,842					464,842
平成23年度 検視支援システム賃借料	27,517		0	平成24年度から 平成28年度まで	27,517	7,771				19,746

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源		一般財源 千円
								その他 千円	その他 千円	
平成18年度 警察本部鳥取県指紋情報管 理システム賃借料	281,256	平成19年度から 平成22年度まで	192,730	平成23年度から 平成24年度まで	84,319					84,319
平成19年度 警察本部遺失物管理システ ム賃借料	69,452	平成20年度から 平成22年度まで	29,114	平成23年度から 平成24年度まで	13,748					13,748
平成19年度 警察本部汎用電子計算機シ ステム賃借料	276,435	平成20年度から 平成22年度まで	161,194	平成23年度から 平成24年度まで	107,462					107,462
平成19年度 警察本部交通規制台帳管理 システム機器賃借料	3,215	平成20年度から 平成22年度まで	1,784	平成23年度から 平成24年度まで	1,190					1,190
平成19年度 警察本部映像射撃シミュ レータ賃借料	11,934	平成20年度から 平成22年度まで	2,174	平成23年度から 平成24年度まで	1,087	544				543
平成19年度 警察本部X線マイクロアナ イザ賃借料	33,556	平成20年度から 平成22年度まで	15,725	平成23年度から 平成25年度まで	12,667					12,667
平成19年度 警察官待機宿舍賃借料	388,800	平成20年度から 平成22年度まで	58,320	平成23年度から 平成39年度まで	330,480				88,128	242,352
平成19年度 鳥取県警察統合情報通信 ネットワークセキュリティ対策 機器賃借料	42,435	平成20年度から 平成22年度まで	17,139	平成23年度から 平成24年度まで	11,426					11,426
平成19年度 警察本部汎用電子計算機シ ステム端末賃借料	69,730	平成20年度から 平成22年度まで	39,312	平成23年度から 平成24年度まで	26,208					26,208



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
							地方債 千円	その他 千円	その他 千円	
平成20年度 犯罪統計管理システム機器 賃借料	2,580	平成21年度から 平成22年度まで	1,019	平成23年度から 平成25年度まで	1,529					1,529
平成20年度 交通事故情報管理システム 機器賃借料	22,705	平成21年度から 平成22年度まで	5,791	平成23年度から 平成25年度まで	7,963					7,963
平成20年度 警察官待機宿舎賃借料	194,400	平成21年度から 平成22年度まで	19,440	平成23年度から 平成40年度まで	174,960			48,600		126,360
平成20年度 方スクロマトグラフ質量分析 装置賃借料	23,408	平成21年度から 平成22年度まで	7,797	平成23年度から 平成26年度まで	13,646					13,646
平成20年度 通信指令・総合指揮システ ム機器賃借料	453,858	平成21年度から 平成22年度まで	181,423	平成23年度から 平成25年度まで	264,576					264,576
平成20年度 警察業務系ネットワーク回線 統合整備事業費	22,468	平成21年度から 平成22年度まで	5,164	平成23年度から 平成25年度まで	7,530					7,530
平成21年度 警察官待機宿舎賃借料	194,400	平成22年度	9,720	平成23年度から 平成41年度まで	184,680			51,300		133,380
平成21年度 交通管制システム機器賃借 料	202,099	平成22年度	35,394	平成23年度から 平成26年度まで	138,624	61,167				77,457
平成21年度 ICカード化運転免許証作成 システム等賃借料及び保守 業務委託	56,326	平成22年度	10,440	平成23年度から 平成26年度まで	39,308					39,308

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	財 源		一般財源 千円
								その他 千円	その他 千円	
平成21年度 警察本部庁舎清掃業務委託	27,312	平成22年度	7,909	平成23年度から 平成24年度まで	15,818					15,818
平成21年度 警察本部庁舎保守管理業務 委託	31,383	平成22年度	10,395	平成23年度から 平成24年度まで	20,790					20,790
平成22年度 運転適性検査機器賃借料	26,653		0	平成23年度から 平成28年度まで	19,959				19,959	
平成22年度 人事管理システム賃借料	10,943		0	平成23年度から 平成27年度まで	9,562					9,562
平成22年度 警察官待機宿舍賃借料	137,520		0	平成23年度から 平成42年度まで	137,520				48,300	89,220
平成22年度 放置駐車違反管理システム 賃借料	181,582		0	平成23年度から 平成27年度まで	86,879				17,764	69,115
平成22年度 運転免許証更新講習委託	67,086		0	平成23年度から 平成24年度まで	67,086				67,086	
平成22年度 行政処分者講習委託	47,810		0	平成23年度から 平成24年度まで	47,810				47,810	
平成22年度 警察学校等給食業務委託	56,448		0	平成23年度から 平成24年度まで	56,448				37,734	18,714

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成22年度 警察本部庁舎機械設備等保 守管理委託	84,195		0	平成23年度から 平成27年度まで	84,195				84,195
平成22年度 警察署環境衛生保守管理委 託	9,190		0	平成23年度から 平成27年度まで	9,190				9,190
平成22年度 警察署等昇降機設備保守管 理委託	21,940		0	平成23年度から 平成27年度まで	21,940				21,940

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県暴力団排除条例の設定について</p>	
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 暴力団が、県民等を被害者とする恐喝事件、ヤミ金融事件、野球賭博事件等の資金を獲得するための犯罪を行い、時代の変化に合わせて組織の実態、活動の形態等を潜在化させ、また不透明化させながら資金獲得活動を多様化させている情勢を踏まえ、今後は警察対暴力団の構図から、社会対暴力団の構図へと暴力団排除活動を転換し、県民が一体となって日常生活や社会経済活動の場から暴力団を排除することが必要である。</p> <p>(2) (1)を踏まえ、県民の安全で平穏な生活を確保するため、基本理念を定め、暴力団排除に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本的施策、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定める。</p> <p>2 概要</p>	
	<p>(1) 目的</p>	<p>この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
	<p>(2) 定義</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。</p> <p>イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。</p> <p>ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。</p> <p>エ 県民等 県民（県内に滞在する者及び県内を通過する者を含む。以下同じ。）及び事業者をいう。</p> <p>オ 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。</p>
	<p>(3) 基本理念</p>	<p>暴力団の排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を生ぜしめる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村、県民等その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。</p>
	<p>(4) 県の責務</p>	<p>県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、暴力追放運動推進センターその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。</p>

提出理由及び概要

<p>(5) 県民の責務</p>	<p>ア 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>イ 県民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 県民は、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。</p> <p>エ 県民は、暴力団員等と密接に交際することその他の社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。</p>
<p>(6) 事業者の責務</p>	<p>ア 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の排除に取り組まなければならない。</p> <p>イ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>エ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。</p>
<p>(7) 県の暴力団事務所に對する措置</p>	<p>県は、県民の安全で平穩な生活を確保するため、暴力団事務所が開設をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(8) 県の事務及び事業における措置</p>	<p>県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものを県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(9) 警察による保護措置</p>	<p>警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(10) 県民等に対する支援</p>	<p>ア 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>イ 県は、アに定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>
<p>(11) 広報及び啓発</p>	<p>県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等について県民等に周知するほか、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。</p>
<p>(12) 市町村への</p>	<p>県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられる</p>

<p>協力</p>	<p>よう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。市町村が、当該施策を講じたときも、同様とする。</p>
<p>(13) 暴力団事務所の開設及び運営の禁止</p>	<p>ア 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。</p> <p>(ア) 学校（大学を除く。）又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>(イ) 児童福祉施設又は児童相談所</p> <p>(ウ) 図書館</p> <p>(エ) 博物館</p> <p>(オ) 公民館</p> <p>(カ) 家庭裁判所</p> <p>(キ) 少年院又は少年鑑別所</p> <p>(ク) 保護観察所</p> <p>(ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、特にその周辺における青少年（18歳未満の者（婚姻したものを除く。）をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>イ アは、この条例の施行の際現に運営をされている暴力団事務所（以下「現用事務所」という。）又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であってその開設後にアの(ア)から(ケ)までに掲げるいずれかの施設が設置されたこと（以下「施設の設置」という。）によりアの区域内において運営をされることとなったもの（以下「施設設置前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例の施行後に、施設設置前事務所にあつては当該施設の設置後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、適用する。</p> <p>ウ 暴力団事務所は、アの区域内のほか、都市計画法に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（アの区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。</p> <p>エ ウは、現用事務所又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であってその開設後に都市計画法によりウの地域が定められたこと（以下「地域の決定」という。）によるウの地域において運営をされることとなったもの（以下「地域決定前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例施行後に、地域決定前事務所にあつては当該地域の決定後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、適用する。</p>
<p>(14) 青少年に対する教育等のための措置</p>	<p>ア 県は、学校（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないように、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切</p>

提出理由及び概要

	<p>な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 県は、イの青少年の育成に携わる者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>
<p>(15) 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務</p>	<p>ア 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。</p> <p>イ 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。</p> <p>ウ 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項のすべてを定めるよう努めなければならない。</p> <p>(ア) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。</p> <p>(イ) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。</p> <p>エ ウ(イ)の場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。</p>
<p>(16) 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務</p>	<p>ア 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、(15)の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。</p> <p>イ 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。</p>
<p>(17) 暴力団の威力を利用することの禁止</p>	<p>事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。</p>
<p>(18) 利益の供与等の禁止</p>	<p>ア 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(ア) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。</p> <p>(イ) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。</p> <p>イ 事業者は、アに定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。</p> <p>ウ 事業者は、ア及びイに定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>

提出理由及び概要

	<p>エ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、アからウまでに定める利益の供与のほか、不当に優先的な取扱いをしてはならない。</p>
(19) 取引の相手方等の確認	<p>事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。</p>
(20) 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等	<p>ア 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(18)ア若しくはイに違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらに違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。</p> <p>イ 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(18)ウに違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が(18)ウに違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。</p>
(21) 祭礼等からの暴力団の排除	<p>ア 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(ア) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。</p> <p>(イ) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること（ウ）に該当するものを除く。）。</p> <p>(ウ) 当該行事が行われることとなる場所（当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。）において、露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これに露店等を出させること。</p> <p>イ 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
(22) 違反者に対する措置	<p>ア 公安委員会は、(15)ア、(16)イ、(18)ア若しくはイ、(20)ア又は(21)アに違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>イ 公安委員会は、(15)ア、(16)イ、(18)ア若しくはイ、(20)ア又は(21)アに違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>ウ 公安委員会は、アにより説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又はイにより勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>エ 公安委員会は、ウによる公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
(23) 雑則	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事</p>



提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

	項は、公安委員会規則で定める。
(24) 罰則	<p>ア (13)アに違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>イ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、アの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑を科する。</p> <p>ウ 法人でない団体についてイの適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>
(25) 施行期日	平成23年4月1日とする。ただし、(22)及び(24)は、同年7月1日から施行する。

# 鳥取県暴力団排除条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策（第7条—第12条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第13条—第15条）
- 第4章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第16条・第17条）
- 第5章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第18条—第20条）
- 第6章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第21条）
- 第7章 祭礼等からの暴力団の排除（第22条）
- 第8章 違反者に対する措置（第23条—第25条）
- 第9章 雑則（第26条）
- 第10章 罰則（第27条・第28条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4）県民等 県民（県内に滞在する者及び県内を通過する者を含む。以下同じ。）及び事業者をいう。
- （5）暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

#### （基本理念）

第3条 暴力団の排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を生ぜしめる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村、県民等その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

#### （県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

#### （県民の責務）

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。
  - 3 県民は、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。
  - 4 県民は、暴力団員等と密接に交際することその他の社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。

るものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の排除に取り組まなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。

## 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

(県の暴力団事務所に対する措置)

第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の事務及び事業における措置)

第8条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものを県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第9条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第10条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等について県民等に周知するほか、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。市町村が、当該施策を講じたときも、同様とする。

## 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (6) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所
- (8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年（18歳未満の者（婚姻したものを除く。）をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営をされている暴力団事務所（以下この項及び次条第2項において「現用事務所」という。）又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であつてその開設後に前項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたこと（以下この項において「施設設置前事務所」という。）により前項に規定する区域内において運営をされることとなったもの（以下この項において「施設設置前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例の施行後に、施設設置前事務所にあつては当該施設の設置後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、この限りでない。

第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。

2 前項の規定は、現用事務所又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であつてその開設後に都市計画法により前項に規定する地域が定められたこと（以下この項において「地域の決定」という。）により前項に規定する地域において運営をされることとなったもの（以下この項において「地域決定前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例の施行後に、地域決定前事務所にあつては当該地域の決定後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、この限りでない。

（青少年に対する教育等のための措置）

第15条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第4章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者等の責務）

第16条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項のすべてを定めるよう努めなければならない。

(1) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

(2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告を

することなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

- 4 前項第2号に規定する場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第17条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等しようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

- 2 何人も、他人が譲渡等しようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

#### 第5章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第18条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与等の禁止)

第19条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。

- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、前3項に定める利益の供与のほか、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(取引の相手方等の確認)

第20条 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

#### 第6章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第21条 暴力団員等は、事業者から当該事業者が第19条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、事業者から当該事業者が第19条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

#### 第7章 祭礼等からの暴力団の排除

第22条 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者又はその運営に携わる者(以下この条において「行事主催者等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。

- (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これに関与させること(次号に該当するものを除く。)

- (3) 当該行事が行われることとなる場所(当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。)において、露店、屋台店その他これらに類する店(以下この号において「露店等」という。)を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これに露店等を出させること。

2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第8章 違反者に対する措置

##### (調査)

第23条 公安委員会は、第16条第1項、第17条第2項、第19条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

##### (勧告)

第24条 公安委員会は、第16条第1項、第17条第2項、第19条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は第22条第1項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

##### (事実の公表)

第25条 公安委員会は、第23条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第9章 雑則

##### (委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

##### 第10章 罰則

第27条 第13条の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

##### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8章及び第10章の規定は、同年7月1日から施行する。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年1月21日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県は、人身損害に対する損害賠償金109,720円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成22年3月31日 イ 事故発生場所 鳥取市気高町八束水地内 ウ 事故の状況 鳥取県八橋警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方が運転する普通貨物自動車に衝突し、和解の相手方が負傷したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年1月21日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 岡山市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金549,520円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成22年10月11日 イ 事故発生場所 倉吉市山根地内 ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で方向転換をする際、車幅感覚を誤り、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。</p>



区 分	議会の委任による専決処分の報告について (19) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年1月21日専決)
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。  2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県は、人身損害に対する損害賠償金119,061円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成22年10月9日 イ 事故発生場所 鳥取市末広温泉町地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部警備部警備第一課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点を右折する際、安全確認が不十分であったため、横断歩道を歩行中の和解の相手方と接触し、和解の相手方が負傷したものである。

長期継続契約の締結状況について

報告第3号

警察本部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	ノートパソコン プリンター	131台 64台	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 日本電子計算機株式会社	18,470,340	平成23年1月1日 ～平成27年12月31日	鳥取県警察本部 警務部情報管理課 他 15所属